

01

一般社団法人 日本動物実験代替法学会の成り立ちと現在、今後の活動の方向性について

一般社団法人 日本動物実験代替法学会理事長 板垣 宏
ITACS コンサルティング

1. はじめに

一般社団法人 日本動物実験代替法学会 (The Japanese Society for Alternatives to Animal Experiments (JSAAE) : 以下、当学会と略) は、動物実験の適切な施行の国際原則である3Rs (Reduction : 動物数の削減、Refinement : 動物に対する苦痛軽減、Replacement : 動物を用いない代替法への置換) の推進と普及を目的とし、研究、開発、教育、調査等を行う学術団体です。この3Rsの原則は、近年の実験動物福祉に関係する各国の法律や指針だけでなく、国際標準や国際指針にも採用されています¹⁾。

当学会は、1987年に故 菅原 努先生 (京都大学名誉教授) が発起人となった「日本動物実験代替法研究会」に端を発し、1989年10月の第3回研究会において、「日本動物実験代替法学会」として正式に発足しました。

私は、当学会発足後の評議員選挙において、評議員に選出されてから評議員/代議員 (2021年12月の法人化後は、代議員に名称変更) の活動を36年間継続しています。現在、2期目の理事長職をつとめさせていただいています。このたび、Cosmetic Scienceに当学会のことを紹介する機会をいただいたことは、化粧品の安全性研究者として非常に光栄なことと思います。当学会の紹介を企画され

たCosmetic Scienceの関係者の皆様に深く御礼申し上げます。

2. 日本動物実験代替法学会の成り立ち

2.1. 当学会の成り立ち

当学会は、菅原努先生や黒田行昭先生 (国立遺伝学研究所) などのがんや変異原性の研究者、小野宏先生 (食品薬品安全センター秦野研究所) や佐藤温重先生 (旧東京医科歯科大学) などの毒性の研究者、大野忠夫先生 (理化学研究所細胞開発銀行) や星宏良先生 (機能性ペプチド研究所) などの組織培養の研究者、前島一淑先生 (慶應義塾大学) や中村経紀先生 (麻布大学) などの実験動物の研究者、そして化粧品企業からは小西宏明先生 [日本メナード化粧品(株)] や私などの研究者を中心に、約300名で発足した。

2.2. 当時の社会状況

当学会発足時前後の代替法をめぐる国内外情勢については、資生堂時代に萩野滋延博士と執筆したファルマシアを参照されたい²⁾。また、化粧品の安全性保証の歴史については、FRAGRANCE JOURNALを参照されたい^{3) 4)}。

簡単に振り返ってみると、私が資生堂に入社した当時、安全性試験には公的なガイドラインがなく、各社独自の方法で化粧品の安全性を担保して

いた。これらの試験法が標準化されたのは、1986年に設置された厚生科学研究班の成果として1991年（平成3年）に発行された「医薬部外品・化粧品製造申請ガイドブック」においてである。一方、化粧品の動物実験廃止に関する動きとしては、1989～1990年に動物実験反対運動により米国の大手化粧品メーカーが相次いで動物実験廃止を新聞発表した。EUでは、1993年に採択された化粧品指令第6次改正が発効せずに消滅し、2003年に化粧品指令第7次改正が採択された。この法案により、2009年にはEU域内の化粧品原料の動物実験が禁止され（testing ban）、さらには、2013年3月に動物実験を行った原料を配合する化粧品の販売禁止（marketing ban）が発効した³⁾。

2.3. 3Rs原則の国際的確認とその波及

3Rsの原則は、1999年にイタリアのボローニャで開催された「生命科学における代替法と動物使用に関する第3回国際会議〔3rd World Congress on Alternatives and Animal Use in the Life Sciences (WC3)〕」において、ボローニャ宣言として承認された⁵⁾。これは、1959年にW.M.S. RussellとR.L. Burchにより書かれた「人道的な実験技術の原則（The Principles of Humane Experimental Technique）」の中に記述されている3Rsの原則の再確認であった。なお、この3Rsの原則は、2005年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正時に明記された。同年、国立医薬品食品衛生研究

べく、日本学術会議との共催により国内外の関係学会や業界団体・各企業、さらには動物愛護団体や動物福祉団体等のご支援・ご協力を得て会議を開催した。

2.4. 発足当時の当学会の活動

発足当時の動物実験代替法に関する研究は、化粧品の動物実験反対運動の影響もあり、眼刺激性試験、皮膚刺激性試験及び光毒性試験のような局所刺激性試験を細胞毒性等の指標により検討するものが中心であった。なお、当学会は、会員の年会費以外に日本化粧品工業連合会さま（現、日本化粧品工業会さま）ほか、多くの賛助団体のご支援により活動している。特に、(株) マンダムさまには、2007年より「マンダム動物実験代替法国際研究助成金」により基礎研究の支援を継続して実施いただいている⁶⁾。一方、日本化粧品工業会さまには、2014年より「化粧品等の安全性確保を目的とした試験法評価に関する研究助成金」で試験法のバリデーション研究への継続支援をいただいている⁷⁾。なお、これらの研究助成の審査は学術委員会が担当している。上記の2つの研究助成金は、代替法開発に必要な「新試験法の開発」や「開発された新試験法のバリデーション」を推進した両輪であったと感謝している。

3. 現在の活動

3.1. 会員の所属からの解析

これ以降の閲覧を希望の場合は、本誌をご購読ください。